



平成 20 年 第 2 回  
豊 頃 町 議 会 定 例 会 会 議 録



自 平成 20 年 6 月 18 日

至 平成 20 年 6 月 24 日

豊 頃 町 議 会

# 平成20年第2回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成20年 6月24日（火曜日）

## ◎議事日程

日程第		会議録署名議員の指名
1		
2	陳情第3号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める要請（陳情審査報告）
3	陳情第8号	最低賃金の引き上げと制度のさらなる改正及び中小企業支援を求める陳情 (陳情審査報告)
4	陳情第9号	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情（陳情審査報告）
5	陳情第10号	勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネット再構築に関する陳情（陳情審査報告）
6	陳情第11号	2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める陳情（陳情審査報告）
7		一般質問
8	意見書案第3号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出
9	意見書案第4号	最低賃金の引き上げと制度のさらなる改正及び中小企業支援を求める意見書の提出
10	意見書案第5号	勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネット再構築に関する意見書の提出
11	意見書案第6号	平成21年度政府予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書の提出
12		議員の派遣
13		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出（議会運営委員会、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会）
14		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番	藤田博規君	2番	松崎政利君
3番	菅谷誠君	4番	森一彦君
5番	大崎英樹君	6番	大谷友則君
7番	長谷川勝夫君	8番	津久井精一君
9番	小野木英毅君		

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育委員長	村中健吉君
教育長	菅原裕一君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	熊野幸雄君
会計管理者兼 出納税務課長	吉村進君
地域住民課長	田中啓喜君
福祉課長	和田宏樹君
産業課長	金川正次君
施設課長	石塚周二君
教育委員会教育課長	山本芳博君
農業委員会事務局長	友重誠一君

◎議会事務局職員

事務局長	佐藤潤君
庶務係長	渡辺良英君

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規程によって、8番津久井精一議員及び1番藤田博規議員を指名します。

◎ 陳情第3号

- 小野木議長 日程第2 陳情第3号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める要請についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

- 松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。  
本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第3号。

2、付託年月日。

平成20年6月18日。

3、件名。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める要請。

4、審査の結果。

「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。

環境資源としての森林、水源等公益森林の確保と整備及び過疎化・高齢化が進む中での森林・林業の担い手である山村の再生に向けた取組みには公的機関の役割の強化は不可欠と考えることから願意妥当としたものである。

以上。

- 小野木議長 これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。  
これから、陳情第3号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第8号から陳情第9号

- 小野木議長 日程第3 陳情第8号最低賃金の引き上げと制度のさらなる改正及び中小企業支援を求める陳情及び日程第4 陳情第9号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情の件を一括議題とします。

陳情第8号及び陳情第9号の2件について、一括して委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

- 松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第8号。

2、付託年月日。

平成20年6月18日。

3、件名。

最低賃金の引き上げと制度のさらなる改正、中小企業支援を求める陳情。

4、審査の結果。

「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。

内需冷え込みの要因のひとつにもなっている非正規労働者の増加は最低賃金に加え常に雇用不安に晒され、若い世代の都市部流出により、賃金相場の低い地域の活力を奪い良質の雇用機会を失おうとしている。この時期にこそ大幅な最低賃金の引き上げと地域格差の解消及び中小企業支援の拡充こそ不可欠と考えることから願意妥当としたものである。

以上。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第9号。

2、付託年月日。

平成20年6月18日。

3、件名。

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情。

4、審査の結果。

「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。

昨年の地域最低賃金引き上げが近年にない大幅なものであったものの、全国平均で673円、北海道は654円と法定労働時間換算でも北海道で得られる年額は130万円強となっており、とても「健康で文化的な生活」の水準にはほど遠く、特に非正社員率が4割に達する北海道においては、税源の確保、社会保障における収入の確保及び各種制度維持の観点からも、中小企業支援と併せ、より大幅な改定が不可欠と考えることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第8号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第9号について申し上げます。

ただいま、同じ内容の陳情第8号が採択されておりますので、陳情第9号は採択されたものとみなします。

#### ◎ 陳情第10号

●小野木議長 日程第5 陳情第10号勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネット再構築に関する陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第10号。

2、付託年月日。

平成20年6月18日。

3、件名。

勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネット再構築に関する陳情。

4、審査の結果。

「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。

近年、非正規労働者が労働者全体の3分の1を超え、生活保護基準以下の収入で暮らすワーキング・プアが増加している。同時に生活保護世帯も増加傾向にあり、かつての中間層が二極化し、格差の拡大と貧困問題が社会問題となりつつあることを踏まえ、勤労者の格差是正と貧困層の解消に向け、積極的な雇用労働政策と社会保障政策の連携による社会的セーフティネットの機能強化が不可欠と考えることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第10号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

#### ◎ 陳情第11号

●小野木議長 日程第6 陳情第11号2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

菅谷総務文教常任委員長。

●菅谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第11号。

2、付託年月日。

平成20年6月18日。

3、件名。

2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一還元等教育予算の確保・拡充を求める陳情。

4、審査の結果。

「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見。

義務教育費国庫負担割合の削減、地方交付税の削減及び地方財政の逼迫などから、教育条件の地域間格差が懸念される。国の基本的責務である教育水準の最低保証を担保するための義務教育費国庫負担制度を堅持し、憲法の理念に基づく義務教育の無償を実現するためには、教育予算の確保・拡充が不可欠と考えることから願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第11号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

#### ◎ 一般質問

●小野木議長 日程第7 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、6番大谷友則議員。

●大谷議員 お許しをいただきましたので、通告してあります後期高齢者医療制度についてお伺いいたします。

国は現行の老人保健制度に替わり、75歳以上の全ての人が対象として後期高齢者医療制度が4月からスタートし、2カ月が経とうとしております。

保険料は、被保険者一人ひとりが能力に応じて、公平に納めることになり、2回目年金から引き落とされました。

そこで、保険料の実態ということでお伺いいたします。

国は、低所得者は負担が軽減され、高所得者は負担が増える傾向と説明で開始されました。

ところがであります。実際は全国的には反対になっているところもあるようであり  
ます。

当町においては、後期高齢者医療制度の保険料は、国民健康保険料と比べて実態は  
どのような結果になっているのか、お伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ただいまの大谷議員の一般質問に対して、答弁を申し上げます。

本年4月から始まりました後期高齢者制度につきましては、私の町としては、5月  
31日現在でありますけれども、該当者、つまり、被保険者数は678人あります。

うち、この方々がそれぞれの扶養になっている方が60名でございます。

また、総額の税額といたしましては、概ね約2,900万を超える金額かと思いま  
す。

一人当たりになりますと平均約6万4,000円強でございます。

また、これらに対する所得の少ない方に対する軽減の対象ですけれども、軽減の対象  
者は471名でございます。

約69.5%の軽減率でございます。

また、これに対する軽減の額は、1,300万を若干超える形になってござい  
ます。

被保険者の負担の条件は、国が示す階層、世帯区分4パターン、所得分3タイプで  
ありますけれども、平成19年度の国保のベースで算定した場合と、平成20年度の  
後期高齢制度で算出した場合を比較しますと、12モデルのうち、5タイプに税負担  
の増がみられます。

また、公表では、多くの市町村において、住民の負担増となっている内容でありま  
すけれども、国が示す12パターンでは、本町の実際の家族構成を反映したものではな  
いため、そのような結果を得たところでございますが、本町の集計では約70%の方  
が軽減措置を受ける形になり、当初見込んでいた軽減額がまだ増える見込みでないか  
というふうに考えております。

なお、限度額を超える方も1名ほどおられますけれども、その方については、当然所  
得が増えているからであります。

また、増額となった方もおられますが、軽減措置に伴う歳入の軽減を補てんするた  
めに、保健基金安定繰入金への一般会計から歳出を増額しなければならないなど、町  
においてもさらに軽減が増えますと、それだけまた負担をしなければならない状況で  
ありますので、今後とも安定した医療制度を確保するために、町民のみなさんのご理  
解をお願いするものであります。

●小野木議長 大谷議員。

●大谷議員 今、説明を受けました70%の方が軽減されたということでございま  
すので、次にいかさせていただきます。

次、軽減手続きについてお伺いいたします。

社会保険の被扶養者になった加入者は、9月までは全額で、10月から来年3月ま  
では9割の軽減が受けられることになっておりますが、被扶養者の資格喪失届けを提  
出しなければ、軽減前の保険料を通知されるわけでありましたが、当町の対象者は手続  
きがされているのかどうか。その状況についてお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ただいま、大谷議員がおっしゃいますとおり、今年の20年4月から9

月まで全額軽減、さらには9割というふうな形になっておりますけれども、この特例を受ける際には、被保険者の被扶養者であることの情報を、まず、事業所が社会保険審査報酬支払い基金のところへ通知いたしまして、そこからまたさらに、後期高齢者広域連合等に行くわけでありまして、

したがって、作業としては1、2カ月遅れるのが現状でございます。

本町におきましては、人口的に非常に少ないので、適格にそういった措置をしているところがございますけれども、遅れたというか、確認できなかった対象が1件というふうに報告を受けております。

●小野木議長 大谷議員。

●大谷議員 その1件についても、今後は処理されるのかどうか、お伺いします。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 具体的な細かい数字について、私の方からちょっと説明をさせていただきます。

ただいま、被用者保険の被保険者である被扶養者、ちょっとややこしい表現をしますが、社会保険に入られた被扶養者の方々の手続きについて、ご質問があったかと思っております。

町長が今申し上げました一人、この内容でございますけれども、まず、4月から6月までに被要者保険の被扶養者であったが国保から後期高齢者医療制度に移行した方々。4月は一人、5月は5人、6月は6人となっております。

このうち、一人の方が、実は先ほど町長が申し上げられた各期間に、被扶養者であるという情報が伝わっていなかったために、本町で被扶養者と確認できなかった部分がございます。

これは確認できないというのは、最終的に広域連合と町の間で確認が適正になされなかった。

これはコンピュータシステムと被扶養者であるという情報が、広域連合に伝わっていなかったということで、その現象が起こったと。それで、先ほど申しましたけれども、この方については、保険料の納付書の発布は一時留保してございます。

もし発布しますと、当たり前の税金がかかります。

その後軽減ということで、二重の事務処理がなされることとなりますので、そのような処理を町では行っております。

広域連合では、ただいま、その確認の手続きを行っております。

町では社会保険事務所に照会し、被扶養者であるということを確認しております。

●小野木議長 大谷議員。

●大谷議員 わかりました。

それでは、次に進ませていただきます。

今までは国保に加入し、自治体が運営する老人保健制度で医療サービスを受けていました。

都道府県単位の広域連合が運営する後期高齢者医療制度に還元することになったもので、高齢化率の高い我が町については、一般会計からの繰出しも増えなければならぬところ、広域連合ということにより、平均化し、単独運営よりも財政的に猶予な部分が出てくるかと考えます。

少ない年金で生活している苦しい人たちに、重い負担を強いられているわけであり

ますから、何らかの町独自の支援ができないものかどうか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今申されたとおり、低年金で生活している方については、相当厳しい保険料にもなるかと思いますが、しかし、所得が少なければ少ないような軽減措置をとっておりますし、先ほど私が申し上げましたとおり、本町では軽減が思ったよりも数が多いということで、安心をしているというか、大変軽減措置が多いのですから結構なことかなというふうに思っております。

ただ、今現在、各町村とも保険料の減免等については、独自でやっている町村がなかなかないようですし、私の町でも保険料に対する減額は考えておりません。

ただ、75歳、つまり、後期高齢者に該当する方については、通常のドック検診ですけれども、生活習慣病などの検診については、無料で検診を受診をしていただくような制度をとっております。

●小野木議長 大谷議員。

●大谷議員 制度に対する直接的な支援でなくても私はいいかと思います。

老後の楽しみに積み立てをしている年金から保険料が引かれているわけですから、非常にやはり、老人にとっては苦しい状況だというふうに思っておりますので、ますます制度以外の部分で助けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 これからもそういった社会的立場の弱い方につきましては、保険制度でなくて、別な角度で日常生活等で財政の許す限り、対応してまいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 大谷議員。

●大谷議員 それでは、最後に、もうすでに呼び名が長寿医療制度になっておりますし、今後も運用の改善案が出され、見直しがなされるようであります。

その都度、町民に周知徹底し、不利益を被らないようにしなければならぬと考えます。

私などはそうではありますが、複雑な制度の説明を何度受けても理解することは難しく、制度の説明よりも、あなたは今後こうなりますと言われた方がわかりやすいと思いますが、今後については、そのように説明をなされるのかどうか、お聞かせ願いたいと。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今後、国から来た、道から来たものを直接そういった該当者に通知するのでなくて、町独自で優しい言葉に置き換えて、わかりやすい方法でPRをしていきたいというふうに思っております。

●小野木議長 大谷議員。

●大谷議員 以上で終わります。

●小野木議長 通告順番2、3番菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 ただいま、議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、質問をさせていただきますと思います。

まず、その第1点目として、平成10年度に策定されました第3次総合開発計画の進捗状況と評価について、お伺いいたします。

これはまちづくりの最上位の計画と位置づけられ、各種計画及び構造の柱として、平成21年度が最終年になっております。

振り返って計画の状況全体について、お伺いいたしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

進捗状況と評価についてでございますけれども、本町の第3次総合開発計画は、菅谷議員もご承知のとおり、平成10年度を初年度として、平成21年度を目標年度として、優しさと躍動のふれあいタウン豊頃をテーマに策定されたところでございます。

まちづくりの指針でありますこの計画の構想、柱となるマスタープランもそれなりにできておりますが、この計画は長期の計画であるため、計画を前期2年、中期3年、後期5年にわけ、中期計画と後期計画につきましては、豊頃町過疎地域活性化計画との統一化を図りながら、基本計画実施計画の改定を随時行ってまいりました。

現在は、後期計画の4年目となっておりますが、この間、毎年計画の進行管理を行い、単年度の進捗状況につきましては、ふれあいタウン推進会議において報告し、審議いただいているところでございます。

また、単年度における計画の軽微な見直しにつきましては、毎年ローリング方式で調整を図ってきたところでございます。

現在、第3次総合開発計画の策定に当たっては、町の現状や課題を踏まえ、少子高齢化、過疎、過密化、情報化、国際化などめまぐるしく変化する社会情勢や経済状況を勘案し、基本構想が定められ、その基本構想に描いた将来像を実現するために、生活環境、産業経済、教育文化、健康福祉、住民の参画の五つの柱を基本計画の重点項目として設定されたところでございます。

これらの重点項目は、豊頃町が抱える主要課題に対応する長期的な視点に立った努力目標であり、その目標実現のために、分野ごとに具体的な事業や実施時期を示した実施計画を策定いたしました。

この実施計画に示されている事務事業につきましては、中期、後期計画とも先にご説明したとおり見直しを行いました。見直し時点での予想を超える社会情勢の変化により事務事業を抽出せざるを得なかったものもありますし、本年度において実施、推進中の事務事業もあります。

また、実施計画どおり完了した事務事業もあり、進捗状況はわかりやすく数字を用いて表現すると、全体計画に比較して、平成19年度末ではおおむね80%といったところでないかというふうに考えてございます。

これらの長期計画の実施済み、あるいは実施中の事務事業を評価すると、今日の社会情勢や小規模自治体としての本町の財政状況から判断して、課題はあるが、ある程度成果は得られているといった表現が適切でないかと思っているところでございます。

最も事務事業を個々に評価しての判断ではないことを申し添えさせていただきます。

今後におきましても、事務事業の行政活動を一定の基準でできる限り、わかりやすい表を用いて、その必要性や効率性、生活について評価し、明らかになった課題等を速やかに改善し、反映させることのできる評価システムの導入も、新長期計画のスタートに合わせて検討してまいりたいと考えているところであります。

●小野木議長 菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 ただいま、町長のご答弁の中にもございましたが、分野ごとの実施

計画を見直ししながら80%の達成率だと、こういうことでございますので、概ね理解をするところでございますが、その中であって、特に本町唯一の宿泊施設でありますロイヤルホテルの件であります、築33年が経過している建物で、極めて老朽化をしている上、外見上もホテルとしての魅力に欠けている現状であります。

利用者数あるいは宿泊等について、平成18年度に一部改修をしたわけですが、それから17、18、19年度の状況の中で、宿泊数が増えているのかどうか。

この点をお伺いいたしますと同時に、経営的にも採算がとれているのかどうか。この辺についてもお伺いいたしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ロイヤルホテルの件ですけれども、私も以前にもロイヤルホテルの件については答弁させていただきましたけれども、本町からこういった宿泊施設の灯をいうか、明かりを落とすということは非常に私にとっても残念なことで、町としてもそれなりの対応をしてきたところでございます。

特に17、18、19年の数字については、詳細については後ほどまたご報告申し上げますけれども、私は、非常に努力は本人しております、横ばいかなというふうに思っております。

ただ、現在の数値だけでは、ホテルだけでは経営をすることは非常に厳しいのではないかと。したがって、ホテルに加えて、営業に加えて、茂岩高台の環境整備の委託業務等もお願いしております、それらを含めて、現在のホテル経営者はやりくりして、生活をしているのではないかとというふうに考えております。

今後もしできればホテルを継続していただきたいというのが私の考えでありまして、特に地理的条件が、本町は他のホテルから見ると非常に条件が悪い。その中で、今のホテルを運営している方が努力をしているわけでありまして、今後とも、話を続けながら、1日でも長く経営を継続していただきたいというふうに、今、考えてございます。

今後とも、厳しい状況にあることは事実ですが、町としても何らかの形でお仕事していただきながら、努力をしていただきたいというふうに思っております。

●小野木議長 菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 総合開発計画の中で、平成21年度に温泉をボーリングすると、そういうことになっております。

このことについて、実際に実施されるのかどうか、その辺についてお伺いいたしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 温泉のボーリングにつきましては、過去にもそういった計画を持ったり、また、21年までローリングをしてきましたけれども、現在の私の考えとしては、少なくとも1,000メートル以上掘るといふことになれば、多くの金が必要とされるのではないかとというふうに考えられます。

そういった点から、大変厳しい状況の中、そして、町民に我慢をしていただく昨今でございますので、温泉の掘削に多額の金額を使って、温泉を掘って、その温泉も出るか出ないか未知な世界でございますので、今後また、関係機関と十分協議しながら進めたいと思っておりますけれども、今の段階では、21年が実施段階ですが、来年は無理ではないかとというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 ホテルの建物は町有財産でございますね。

現状の建物で、耐震強度も考えた上で、耐用年数等について、将来を見通して、今後の対応について、お伺いいたしたいと思いますが。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 耐用年数については、まだある施設でございますので、できればお風呂も、それから、トイレの水洗も直しましたので、これから経営者の方にも事業努力をしていただいて、もうちょっとサービスの提供なり環境整備して、泊まりやすい、一度きたらもう一度来たいなというような形に頑張っていたいただきたいというふうに思っております。

町としてもできる限り、財政面は別として、その他の面で支援していきたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 耐震調査をされているのかどうか。

耐震強度について、お伺いしたいと思います。先ほど申し上げましたとおり。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ロイヤルホテルについては耐震調査しておりません。

●小野木議長 菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 次に移るわけでございますけれども、町民の生命・財産を守ることは行政の最重要課題であることは言うまでもないわけであります。

総合開発計画でも、基本計画で魅力あるまちづくりの中で、大津市街地が高波・高潮、特に津波など危険区域のため、災害から住民を守るための防災対策が必要とされると言われます。

これが対策について、今現在、道や国に陳情要請されている項目があると聞いておりますが、現段階での見通しについてお伺いいたしたいと思います。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

●小野木議長 再開します。

宮口町長。

●宮口町長 先ほどの十勝ロイヤルホテルの利用状況でございますけれども、平成17年が約4,930名でありまして、平成18年度が4,113名で、若干下がっております。

19年度につきましては、まだ把握しておりませんので、また後日、報告したいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 次に、大津地区の津波の問題ですけれども、このことにつきましては、過去に相当地域からも要望ありまして、担当者もどのような方法が一番対応できるかということで、国なり道とも再三にわたって事務的に課題解決のために進めてきております。

課題となるのは、やっぱり避難する道路の確保や、非難場所の確保。

さらに、津波の流入対策の整備などでありますけれども、具体的には避難路としては、大津市街から国道336号までの道路の整備でございます。

このことにつきましては、過日、十勝の首長、議長が召集されまして、各関係機関と協議したときにも、私、この問題については道路のかさ上げをしていただきたいということで、要望してございます。

ただ、防波堤の問題等々につきましては、非常に災害の規模によって、また、整備も異なるようでございますので、なかなか現段階では、そこまでいくことは難しいのではないかというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 財政運営の自立健全化を永続的な重要課題であります。

町村自治体の財政は一段と厳しくなる一方であります。

財政基準力を下回ることのないよう最大に努力を望みます。今後の取り組みについての考えをお伺いいたしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 財政需要につきましては、各町村とも同じ厳しさを持っておりまして、この第3次総合計画の前町長が努力をされて、それぞれ英断をもって計画を実行してきたところでございます。

ただ、時代の流れといいましょうか、非常に厳しい時代が、スピードを加え、さらにこれからもまた、町村合併などが浮上してくるのではないかというふうに思っております。

今までどおりの計画のもとに、さらに社会情勢に合った計画、総合計画をつくりながら、健全財政を保ちたいというふうに考えております。

今後、また、国の交付税等財政事情、見据えながら、十分本町の特性を活かしながら、まちづくりを進めたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 本定例会の初日の行政報告の中で、町長の方から第4次総合開発計画の策定にあたってということで発表されました。

基本的な理念についてお伺いいたしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 第4次につきましては、スパンとしては向こう10年でございますけれども、やはり第3次計画に基づいて、社会情勢を十分踏まえながら、何といたっても優しさのあるまちづくり、そして、協働のまちづくり、これを継承しながらさらに進めたいというふうに思っております。

今後は第4次の計画については、それぞれ住民の声を十分反映しながら、計画に望みたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 次に、学校給食につきまして、質問させていただきたいと思っております。

学校給食法については、ご承知のとおり、児童・生徒の心身の健全な発達に資し、食生活の改善に寄与するとともに、栄養のバランスがとれた食事が摂取できるように工夫され、成長期の児童生徒の健康保持と体位の向上に大きく役立っています。

なお、教職員と食事をともにすることで、生徒との触れ合いの場となり、人間関係

を深める機会になって、多様な教育効果があると思われま

す。最近、一部の生徒から、給食の量、品数等が希少になった感じがするという声を聞きましたが、現実的にどうなのか、お伺いいたしたいと思

●小野木議長 答弁、村中教育委員長。

●村中教育委員長 ただいまの菅谷議員の質問にお答え

します。ご承知のように、原油価格の高騰をはじめとして、さまざまな物価の値上がりが続いています。

給食で提供される食材につきましても例外ではござい

ません。今年度も当初から決められた給食費に基づいて、食材を購入し、工夫を重ねて給食を提供してまいりました。

しかしながら、日によっては、あるいはメニューによっては、栄養価は変わらないものの、量及び品数が昨年度までより不足する傾向がござ

いました。このことの改善を図るため、いろいろと検討をし、メニューなどの工夫をする中で、すでに6月からの給食では満足いただける結果になっていると思

っているところ

です。●小野木議長 菅谷誠議員。●3番菅谷議員 燃料及び食材、食品等の値上がりにより、厳しい状況に直面していると考えますが、安心安全な給食の提供は欠かすことが

できません。財政的にも影響も大きいと思

いますが、内容と今後の取り組みについて、お伺い

いたしたいと思

います。●小野木議長 村中教育委員長。●村中教育委員長 給食の提供につきましても、おいしく栄養豊かで楽しい給食を目指しながら、できるだけ安く提供すると。そういうことは申すまでもないわけですが、何よりも安全安心な給食の提供が大切であると考えて

おります。例えば、今、財源の問題についてご質問がございましたが、ご承知のように、次々と食材費が値上がりしている状況の中で、この値上がりが今後も続くことになれば、今年度中の給食費予算の不足が生ずる恐れがあると思

っております。

そのときには、年度途中で保護者の方に負担を求めるわけにはいきませんので、町費による財源措置を講じることをしたいということで、町と協議をしているところ

でございます。●小野木議長 菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 現在、給食費の値上げについて、今、教育委員長の方から21年度についてではなくして、今年度、採算が合わなくなれば、町費でそれは負担していくと、こういうこと

でございますけれども、平成21年度に向けて、給食費の値上げを考えているのかどうかお伺いいたしますとともに、もし値上げを

するとするならば、試算をされているのかどうか。その点についてもお伺いいたしたいと思

います。●小野木議長 村中教育委員長。

●村中教育委員長 平成21年度からの値上げについてでございますが、本町の給食費につきましても、平成9年度から現在の価格、すなわち、小学生1食当たり194円、そして、中学生1食当たり235円で維持してきて

おります。ちなみに、十勝管内の他の町村の給食費と比較しますと、小学生で15番目、中学生で13番目の価格となっております。

これまでの運営努力をする中で、給食費の値上げをしてこなかったわけですが、昨

今の物価の上昇、特に食材費の値上がりを考慮いたしますと、現行の給食費の維持は困難ではないかと考えております。

したがいまして、現在、保護者、先生などからなります学校給食運営委員会というのが本町にございますが、そこに諮りまして、これからの給食のメニューの方向性などを含めまして、いろいろ検討していただき、平成21年度からの給食費のあり方を審議していただくことにしております。

●小野木議長 菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 今、教育委員長のお話ですと、試算をしていないようでございますが、学校給食に関する委員会があるそうですけれども、その中で検討された中では恐らく値上げをせざるを得ない状況になり得るのでないかと、こう認識しますが、できるだけその辺について、委員会等でもしっかりと審議していただきたいと。

これ、要望としてお願いいたしたいと思えます。

豊頃の未来を背負ってくれる児童生徒でありますので、父兄の方々は、これから高校だとか大学だとか、教育費の負担は膨大な額になるのではないかと、こう思っております。

昨今の経済情勢を考えますと、極めて厳しい状況であるわけでございますので、給食費の値上げについては、父兄の方々も理解が大変難しいのではないかと、こう思っております。

この辺については慎重にひとつ対応していただきたいと、こう思っております。

委員長の考え方を、お聞かせいただきたいと思えます。

●小野木議長 答弁、村中教育委員長。

●村中教育委員長 今、菅谷議員ご指摘のとおり、給食費の値上げということにつきましては、義務教育ということもございまして、やはり保護者の負担をできるだけ少なくしていきたいというのが、私ども教育委員会としての基本的な考えでもございます。

そういった点を十分考慮しながら値上げについて決めていきたいとは思っております。

一つ、数字ということでお話しておきますが、現在の給食における食材費の値上がり率が、10～15%ぐらいになっているということです。

ただ、近々の調査では、さらに値上がりもまた続くということで、これが増えるということは予想されます。

そして、金額的に、例えば、小学生、現在194円、中学生生徒235円で1食当たり給食費設定しているわけですが、10円から20円の範囲で値上がりせざるを得ないのではないかなと思っております。

なお、詳しい数字等がございましたら、事務局の方に答えさせますので、よろしくお願ひします。

●小野木議長 答弁、菅原教育長。

●菅原教育長 給食費の改定の考え方につきましては、ただいま委員長から申し上げましたとおり、改定の方向で給食委員会等にご審議をいただくこととしておりますが、具体的なパーセント、金額についてはまだ事務局レベルでも算出しておりません。

ただ、一つ参考として申し上げられる数字がございます。

昨年の平成19年度の十勝管内の各市町村の給食費の平均額が出ております。

小学校におきましては平均200円、中学校におきましては、平均で240円、これは十勝管内の各市町村の給食費の平均数値でございます。

これらも参考として、運営委員会にお示ししながらご検討いただきたいと、このように考えております。

よろしく願いいたします。

●小野木議長 菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 急速な少子高齢化が進行することによりまして、児童生徒も減少の一途をたどり、給食センターの運営にも、改革合理化、再点検も必要であると思いますが、そういう必要性について、委員長、いかが考えておりますか。

●小野木議長 村中教育委員長。

●村中教育委員長 ただいまのご質問でございますが、学校給食センターにつきましては、これまでと変わらない形の安全安心の給食を提供するという考えのもとに進めていきたいと考えております。

議員も先ほど述べられましたように、学校給食は学校給食法において決められているわけですが、そのことに基づいて、冒頭申しましたように、おいしくて、子どもたちが楽しく、そして、安全な給食が提供できるということを基本的に考えのもとに、今後も運営していきたいと考えております。

●小野木議長 菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 道内でも学校給食を民間委託をしている町村もあると聞いております。

本町の財政シミュレーションの基本的な考え方の中にも、民間委託を検討するとされております。

先般の公表されました行政改革大綱の進捗状況の中では、引き続き検討、指定管理者制度ですね。これについては、引き続き検討となっております、民間委託、いわゆる指定管理者を含めて、今後の対応についての考えをお伺いいたしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 本町における民間委託の業務というか、民間委託を検討すべき箇所につきましては、今の学校給食以外にも何件かございまして、これらにつきましても、担当者なりその民間委託を受ける業者等についても、十分採算ベースに合うかどうかは検討して、現在もきております。

したがいまして、今後はそういう形に進みますけども、期限などの約束等については、まだこれから先でございますので、ここで申し上げるわけにはいきませんが、やはり学校給食は、特に食の安全等々でございますので、先ほど委員長が申し上げましたとおり、やっぱり安心安全がモットーとしますから、少々お金がかかっても、やはり目の届く範囲で給食等を進めたいというふうに考えてございます。

したがいまして、民間委託云々よりも、先ほど言いましたやっぱり食の安全安心を先に考えていきたいというふうに思っております。

それから、先ほど、給食費の値上げ等につきましても、教育委員会と、今後私ども行政でも十分検討しながら、委員長が申し上げられましたとおり、今まだ物価が上昇してまだ歯止めがかかっていない状況ですので、果たしていかほど父兄に負担していただいたらいいのか。それから、また逆にある程度町が持ち出しても、できるだけ負担のかからないような方法にすべきか、十分検討してまいりたいと思っております。

特に私の町は小さい町でございますので、非常にコスト的には他の町村から見たらかかるのではないかというふうに懸念されます。

今後十分教育委員会とも検討しながら、財政措置をしていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

●小野木議長 11時15分まで休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、通告順番3、7番長谷川勝夫議員。

●7番長谷川議員 優しい町行政と協働のまちづくりの整合性についてという、何か理解のできないような通告をしまして、優しくもなく親切でもない通告をいたしましたこととお詫びいたします。

また、優しい町行政と通告させていただいておりますので、拡大してお伺いすることがあるかもしれませんが、ご理解をいただきたいと思っております。

国の法律改正があれば、町民に対して、町を通じて知らせられます。

平成18年に施行された障害者自立支援法についてお伺いいたします。

この法律の施行されたとき、この法律にかかわる方は本町に何人おられましたか。

また、そのときの当事者の様子、家族も含めてどのようなものでありましたか、お知らせをいただきたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

障害者の自立支援法につきましては、ご存知のとおり、所得に応じた負担をいただきながら、国や地方公共団体の使用負担を明確にして、給付するサービスと市町村が行う地域生活支援事業など、障害者が自立して地域でともに生きれる仕組みとして、平成18年度に施行されたのは、今申し上げたとおりでございます。

特に今、どのぐらいそれに適用されたかということでございますけれども、形質的なことにつきましては、後ほどまたご報告申し上げますが、特に町単独の事業といたしましては、従来もやっておりましたけれども、給食のサービスだとか入浴のサービス、さらには軽度生活支援サービス、緊急通報サービスなど、それぞれ今までどおりのような事業展開を引き続き行っているところでございます。

私は特に、こういった障害者のように社会立場の弱い方については、今までもそうですけれども、できるだけやはり十分その声を聞きながら、行政に反映したいというふうに考えているところです。

ただ、障害者のみの施策としては、障害児のデイサービスの事業所に交通費の助成をしております、これは1名でございます。

また、知的及び精神障害者等の通所費に対する助成及び送迎等委託ですけれども、これは該当者は2名でございます。

現在、障害関係の事業については、今申し上げたとおりでございます。

●小野木議長 長谷川議員。

●7番長谷川議員 国の法律が後期高齢者医療制度のときにも指摘されましたけど、非常に難しいといひましょうか、わかりにくいのですよね。

この法律改正ですから、国も決して悪いようにはしないといひましょうか、前進を目的としてやっておられると思ひます。

ただ、きちつと理解をされていひない部分も非常に多いから、理解できない部分が多いから、ですから、この自立支援法が出たときに、当事者のご父兄、家族といひるのは、例へば、施設にお預かりしてひる人もそうですし、それぞれ動揺をしたわけです。

その動揺といひるのは、やっぱり本当に施設を出されるのでないかですとか、結局その法律の誤解をして動揺したといひう部分がたくさんありますので、先ほどからも同僚議員も言つておりますし、町長も言ひましたけども、やはり個人個人について、きちつと説明をするといひましょうか、これは後期高齢者医療制度について同じです。

ですから、その当事者にこういひうなことですよ。

そして、こういひうことでなりますよといひうことを、やはり説明してきちつと理解をしていただくといひうことが、優しいといひましょうか、優しい町行政といひましょうか、親切な町行政であらうと思ひますけど、その点について。

前に町長、各地域に担当者置きまして、協働の精神の中で、そういひう人を中心に身近な施策の、町民の人に通していきたいといひうなことをおっしやひましたけど、そのことにつきまして、含めて、お答えをいただきたいと思ひます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、長谷川議員がおっしやるとおり、本当にそうだと思ひます。

特に障害を抱えてひる家族、また、障害を持つてひる方につきましては、そんなにたくさんいらっしやるわけでありませんで、やはりそういひう法律が改正になつたり、また、町が独自で法律をつくつた場合について、そういひう該当される方には、懇切丁寧説明したり、また、出向いて説明するのが当然かといひうふうにおつております。

ただ、例へば、後期高齢者の問題でも、75歳以上でなくても、障害を持つた方であれば、それ以前にも加入することは自由でござひまして、こういひうことにつきましても、やはりもうちよつと詳しく障害を持つた方に、また、障害を抱えてひる家族については、私ども職員が自ら足を運んで説明するのが本意だと思ひます。

これからできるだけそういひう形で行政をとり進めていきたいといひうふうにおつております。

それから、私が提唱しておりました地域に職員を派遣といひうか、張り付けて事業を展開しようといひうことを申し上げましたけども、今現在、それぞれ地域で協働のまちづくり関係で、事業を展開しておひます。

特に今、私が予算でも議会の了解を得ましたけども、予算組みまして、自ら協働される作業については、それぞれ助成金といひうか、補助金を出しておひます。

そういひう関係上、各事業が展開して、今、その展開してひる最中でござひますけども、もうちよつと根を張つた、落ち着いた段階で、職員のまた見直しをしようかといひうふうにおつて、現在まだ検討中でござひます。

特にご承知のとおり、限界集落といひますとか、新聞等でもその地域によっては非常に高齢者が多くて、極端に言へば、冠婚葬祭もなかなか思ひうようにはいひないといひう

ようなところは、職員が積極的にお手伝いをして、そういった行事を手伝うということも十分目的として含んでおりますので、今後、それらを含めて、これから行う事業がある程度、軌道に乗りましたら、地域に担当者なりをつけて事業展開したいなというふうにも思っております。

ただ、今現在私どもで持っているのは、災害時につきましては、何々地区に、例えば、災害発生した場合については、山火事などは、各職員を配置しておりますから、優先的にその職員がそちらに出向くということで、通常の日常生活のお手伝いについては、まだ検討中でございます。

今後、十分検討しながら、事業を進めたいというふうに考えております。

●小野木議長 長谷川議員。

●7番長谷川議員 例えば、障害者の自立支援法が施行されまして、ある意味で福祉の後退があるのではないかという思いもするわけですね。

これは国の国家予算が非常に切迫しているから、いい方法でなっているのかもしれませんが、例えば、自立をなささいといっても、ちょっと不可能なところにまで及んでいるわけですね。

ですから、いろいろな問題点が提起されています。

このことについて、やっぱり町がやっぱりその対象になる人に、町独自の施策がないのか。

やはり、これはそういう環境にいるということは、その家族も含めてやっぱり非常に大変な思いだと思えるわけですね。

ですから、そのことについて、先ほどの中でも、町独自のというような話がございましたが、そういうことができないのか。

それで、私は町民と行政というのは、ものすごい信頼関係があると思うのですよ。これはやっぱり信頼関係が、これは私が常々一般の質問のときにもお話しているつもりですが、やはり行政を信頼しているから、ある部分では頼る。当然だと思えますね。

ですから、その点について、町長のお考えをお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 特に障害関係の事業展開につきましては、今現在、私の方で法的にクリアしなければならないもの、私の方で事業展開しておりますけれども、そのほかについては、社会福祉協会の方で、そういった組織や団体をもって、それぞれ通常の支援というか、しておりますけれども、今まで私の町でも豊頃の駅の裏ですか。旧学校の跡地の教室を借りて、作業所を運営していた経緯がありまして、諸般の事情でそれも閉所したような形で、そこに働いていた人方などは、また別なところで働いている方もいらっしゃるかと思いますけれども、他の町村に施設がある場合については、先ほど申し上げましたとおり、通院の交通費だとか、さらに助成等で送迎なんかして頑張っております。

長谷川議員が今おっしゃるように、そういった少しでもやはり作業所に入って働きたい、技術を学ぼうという方がいれば、積極的に町の方でもまた、行政でお手伝いできるものはお手伝いしなければならないというふうに考えております。

やはりこれからは高齢者が多くなる。ましてそういった社会的立場の弱い方にはもう少し積極的に私どもも手を差し伸べて、やっぱり話を聞いてあげるといような形を取りたいというふうに思っております。

今後はそういった関係は、また、担当者で十分協議しながら行政として進めたいというふうに思っております。

●小野木議長 長谷川議員。

●7番長谷川議員 ちょっとはみ出しますけど、例えば、給食費の未納といたしましうか、父兄の方で払えない。それは予算書見ておるわけですから、いるわけですよ。

これにつきましても、どういう事情で払えないのかという、ですから、もしそれがやむを得ない事情で払えないのに、このことが子どもに負担になったら給食はあだになるわけですよ。

ですから、私は優しいという行政というのは、ある意味では暖かい行政でもあろうと思うのですよ。

ですから、こういうことも含めて、やっぱり本町は先ほど言いましたように、非常に小さな町です。4,000人を切りました。

ですから、あるところまではかなり目が届くのではないかというふうに思うわけですね。

ですから、町民との信頼関係というのはやっぱり今はあるわけですよ。

ですから、ますますそれをきちとした絆として残して、町民とのかかわりを、町長の提唱する協働のまちづくりの中も含めてやっていただきたい。

もう一度町長のお考えをお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 本当に私もそう思います。

やはり小さな町でできることというのは、今、長谷川議員が申し上げたとおり、目の届く範囲、また、足を運べばお互い会話ができるのが、また小さな町のよいところではないかというふうに思っております。

今後、だんだん厳しさを増す町村財政ですけれども、できるだけそういった心を大切にしながら、また、弱い立場の方々にも少しでも会話といたしましうか、足を向けて行政のお話ができるように、今度とも努力していく所存でございます。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 先ほど、議員から質問がございました。

具体的な数字の関係ですけれども。

平成18年4月1日現在におきまして、施設への入所等23名、それから、居宅関係が9名。あと、自立支援の支援に関する医療給付7名、39名となっております。

●小野木議長 長谷川議員。

●7番長谷川議員 1点目の優しい町行政と協働のまちづくりにつきましては、後期高齢者医療制度にも通告してありますけど、これは同僚議員も通告しまして、町長から十分な答弁をいただきましたので、関連しますので、私はこの1点につきましての質問を終わらせていただきます。

続いて、防災対策について、お伺いいたします。

本町において、津波に関して防災訓練する計画はありますか。

あればその方法と時期について、予定している時期について、お伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今までも過去に大津地区で津波をそれぞれ実施しておりますけれども、現在、2年に1回ということございまして、来年予定しております。

●小野木議長 長谷川議員。

●7番長谷川議員 では、大津が、津波は当然海から来るわけですから、大津が今おかれている状況について、どのように把握しておりますか。津波に対して。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 これまでも大津の津波については過去に何十回と陳情なり何なり、要請等してきておりましたけども、いかんせん、津波の状況、災害の状況の大きさといいますか、強度といいますか、そういうものを把握するのが非常に難しい状況になっているわけです。

したがって、国でも防波堤のかさ上げがいいのか、それとも、避難場所を十分確保すべきか、さらには逃げ場所を十分確保したらいいのかと、いろいろ検討してきておりますけれども、過去から年数も経ちますけどもいい案が出て来ない。

併せて、そのものによっては数億円もかかるような形になりますので、私ども小さな行政としてはとてもとても手をつけることが厳しいような状況であります。

したがって、災害から町を守ったり、生命財産を守るのが行政の仕事でありますけども、今まで努力を重ねてきたけれども、まだ、先の見通しが立っていない状況になってきております。

過日の町の陳情でも、大津の津波の状況等を国、道に説明申し上げまして、国でもそれぞれ考えているようではありますが、できれば、私どもは避難路をまず確保してもらいたい。

避難場所も更に確保してもらいたいということで、今、大津小学校とコミュニティセンターを避難所としておりますけども、もう少し大きく高い位置にある場所で誰もが避難可能な場所が適切でないかと思っております。

あくまでも、特に地震・津波についてを想定して対応しなければならないとすれば、まだまだ難しい問題が残っておりますけども、今後とも粘り強く、国なり道なりに働きかけて、早期の改善に向け努力したいというふうに思っております。

●小野木議長 長谷川議員。

●7番長谷川議員 平成15年度に十勝沖地震がありました。

現実に大津、津波が来ました。

このときに、町にとっていただいた対応というのは、私は非常によかったのではないかというふうに思っております。それぞれ地震があって、自分の家庭を顧みず、津波のために大津に入っていたいただいて対応していただいた。

これは地域の住民も皆さん理解しているところであります。

ただ、この経験をしたわけです。15年に。この経験がどのように活かされているのか。役場では経験したことについて、どのような反省をしたり、また、話し合ったりしたことがあったのか。

現実にあったのであれば、どのようなことを問題点として提起をしているのか、お伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 平成15年の災害については、ご承知のとおり、約3メートル近い津波が押し寄せてきまして、十勝川河口の付近にいた方が、尊い命を落とされたというのも実際に経験したところであります。

特に津波については、どこもそうですけども、いち早く遠くに、そして高いところ

に避難する。逃げるのが鉄則でありまして、その後、どういう対応してきたのかということですが、あくまでもやはり一定の町民が、みんながそういう高いところに逃げて安心して非難できるような、一定の場所確保のために、今、行政としてすべき対応をしております。

ただ、これも国なり道なりの予算をある程度使うものですから、なかなか額の表示だとか、場所についてはある程度私どもも、この辺が、この地帯のこの辺がよろしいのではないかとということで検討し提案しておりますけども、国としては防災担当、防水担当の双方でそれぞれ違う立場で努力をいただいております、双方におけるある程度の目的が一緒であれば可能性もあると見て、今後も頑張っていきたいというふうに考えております。

なお、現在陳情しておりますのは、336号線まで市街からかさ上げをお願いしているような状況でございます。

これもある程度時間がかかりますので、できれば堤防もしくは高いところにそういった避難場所を確保していただけるように、なお努力する所存でございます。

●小野木議長 長谷川議員。

●7番長谷川議員 町長が言いましたように、遠くに逃げる、高いところに逃げる、これは地域の人には体で覚えているわけですね。

ただ、チリの津波のように、向こうで起きた地震によって影響を受ける津波でしたら、そういうことはありませんけど、地震があつてからの津波です。

地震があると、道路が多分、今までどの地震があつてもそうですけど、道路網は大津を陸の孤島にする状況にしております。

それから、高いところに逃げれと言われましても、昔はトンケシ山という山を、大津の人方は使ったのですよ。

そこら辺が、港ができたことによって、あそこ、水が一番先に来るといふような状況にあります。

ですから、広尾にしても厚内にしても、高いところがあるわけですよ。すぐそばに。

大津にはありません。

ですから、条件としては非常に悪いわけです。

ですから、もし津波が来て、もし最悪のときに何人亡くなるかという予想を道がしております。

これには大津が一番多いですよ。

ですから、大津の住民に対しては、緊急な課題なのです。

現実にそれが本当かどうか分かりませんが、長く大津に住まわれた方が、茂岩に引越された方も今年おります。

家も持っておりますので、何で茂岩に行くのですかというふうにお伺いしましたら、本当か、私は冗談だとしておりますけど、津波が恐ろしいって本人は言いました。

もしこれが現実な言葉でしたら、やはり相当深刻であります。

ですから、国や道にお願いする。これもわかりますけど、今の状況下の中で、最大限町民、地域の人に安心していただける方法というのを、やはり行政がきちっと捉えていただきたい。

ですから、そのために、そのための防災訓練をやっていただきたいのです。

地域の人、きっと網羅した中で、町も対応する、前にもやったことありますけど、

自衛隊も対応するですとか、そういう。

ですから、何回もいろんなことをやっていただいています。NPOですとかいろんな方に。

ただ、それでは、決して大切にはならないと思います。

ですから、やはりきちっとしたものを、町を主体として、やっぱり地域の人に安心にしてもらえるような、そういうことをやっていただけるかどうか。それも検討していただける。まずやっていただけるという返事はいただけないと思いますけど、早めにやっていってくれる。検討していただけるかどうか、お伺いをいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 先ほども言いましたように、今、道路のかさ上げ、これも長谷川議員が言うように、道路が一番先に地震でやれたら、それも使えないということで、今現在、私ども考えておりますのは、避難場所の確保で、本格的築山といいましょうか、高いところに避難をすべき、それも市街地の近くでということ、十分検討しております。

この問題についても、十分道なり国なりとまた協議しながら、1日も早く目的を達するために、努力を重ねたいというふうに思っております。

●小野木議長 長谷川議員。

●7番長谷川議員 国や道に対応するのはもちろん大事ですけど、前回の15年の十勝沖地震の津波のときの経験が地域の人にあります。

このときの反省点というのは、やっぱり、情報の一本化ができていないということですね。

それから、命令系統がきちつとなっていない。

これは役場の方、行政は対応していただきましたですけど、これはやっぱり地域住民ときちっとした話し合いがなされていないから。

それから、消防ともきちっとしたものがなされていないから、命令がばらばらという感じを受けたわけですね。

それから、地域の住民の動向が、先ほども何かの中で出ましたけど、動向がきちつと捉えられていない。

これはですから、今町長が言ったように、死亡事故があった方もそこに行っているというか、いちいち名簿でチェックをする体制がきちつとできれば、いませんよということになりまして、すぐ対応できるといいますよ、その津波ですから、そのときには悲惨な目に遭っているのかもしれませんが、それでもその情報を捉えることができるわけですね。

そういうことがやっぱりきちつとなされていない。

それから、例えば、津波のハザードマップというのがよく言われますね。

私は、ハザードマップそのものはないよりあった方がいいのでないかという認識なのですよね。

例えば、大水のハザードマップが町で前に出されたことがありますね。

これの追跡調査といいましょうか、私は何人の人がその地図を持っているか。

それぐらい身近なものでないと思うのですよ。

ですから、こういうものに、津波が来たらこういうふうにしなさいといってもわからない。

やっぱり現実に肌でお互いに地域の人同士が、俺の車に乗せていくとかとか、そう

いうこともやっぱりお互いにやることに、話し合うことによって、乗せていくことによって、やっぱり地域の連帯感も沸くわけですし、それから、少しでもいろんなことが解消されるのでないか。

ですから、町長は国や道への要望・陳情とは別に、まず身近に地域の津波に対する対応を、行政を中心にやっていただけるかどうかをお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 当然だと思います。

私、先ほど申したのは、どちらかというとハード的な施設面というか、そういうもの的な発想で申し上げましたけども、今、長谷川議員のおっしゃるとおり、できればやっぱり身近なコミュニケーションをとりながら、自主防災組織等を組織して、そして、地域の方に協力していただいて、行政と地域が一体となって、お互いに互助、共助の精神と組織でいかなければならないというふうに思っております。

今後ともそういった訓練を通しながら、地域住民と一体となった防災意識の高揚を図っていききたいというふうに考えております。

どうぞひとつよろしくお伺いいたします。

●小野木議長 長谷川議員。

●7番長谷川議員 津波という特殊な環境下にある地域の方が、少しでも安心できるような環境を整えていただき、そのことを強く切望いたしまして、私の一般質問を終わります。

●小野木議長 通告順番4、1番藤田博規議員。

●1番藤田議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

ブロードバンドの整備について、2点ほどお伺いいたします。

1点目は、学校教育における現状と活用方法についてであります。

学校教育の場では、ブロードバンドを整備しつつありますが、通信方法の改善によって、今まで以上に活用が期待されるところであります。

今後、どのように活用されるかを伺います。

また、2点目は、アクセス網には格差があるが、どのように認識され取り組まれているのかお伺いいたします。

社会生活を営む中、情報は欠かせないものであります。

パソコンがそれぞれの家庭に普及し、インターネットを通じて情報を取得したり、電子メール等で遠く離れた人たちと近況を伝えたいと。生活の場において、身近な存在になってきております。

また、それぞれの企業、商業、農業者、また、漁業者においても、情報を収集しながら分析を行うことにより、これからの戦略的経営には欠かせないことと思われま

す。また、自らの発信により、多くのビジネスチャンスが生まれてくることと思

しかしながら、我が町においては、一部の地域は接続が可能ですが、電話局からある程度距離が離れると、利用ができないとのことであります。

大方の世帯においては接続ができず、このことによって情報の格差が広がってしまうことが危惧されるところであります。

すべての町民が情報通信の恩恵を受けることが大事だと思います。

現在、アクセスの範囲がどのくらいあるか。また、どのように取り組まれているか、

お伺いをいたしたいと思います。

●小野木議長 答弁、村中教育委員長。

●村中教育委員長 藤田議員の質問にお答えします。

その中でも、学校教育関連について、私の方からお答えさせていただきます。

まず、学校教育におけるブロードバンド整備の現状と活用方法についてでございますが、本年度予算で3月の定例議会におきまして、役場庁舎と豊頃中学校及び豊頃小学校との間で、無線を利用したADSL回線を引くことにご承認していただきました。

現在、その工事は終了しまして、今、検定を待つばかりになっていると聞いております。

したがいまして、今日、明日にも開通して、両学校においてADSLの利用が可能となる状況にあります。

なお、大津小学校につきましては、できるだけ早い時期でのADSL化を目指して、関係機関に要望しているところでございます。

次に、利活用の状況という点でございますが、インターネット及びパソコンの利用状況は、中学校におきましては、社会科の事業、そして、3年生の技術の授業で学んでいるところです。

そのほかには、特に文化祭等々におきまして、その催し物にパソコンを使っているりと活用しているということでございます。

小学校におきましては、国語、それから、社会科、そして、総合的学習の時間を利用しまして、パソコンの基礎的な勉強を中心に、文字能力、インターネット学習などのほか、児童会活動、クラブ活動等々に活用しております。

今後、ネット環境の高速化による情報教育の拡充を図っていきたいと考えております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

近年、高度情報化社会の進展や科学技術の進歩により、行政や企業、医療機関、学校、一般家庭などのさまざまな分野でインターネットによる情報通信網が急速に普及活用されており、いまや生活に欠かすことのできない情報手段の一つになっていると認識しているところでございます。

しかし、本町におきましては、ご承知のとおり、地理的な問題、または社会的条件を要因とした需要の不足及び採算性などの理由から、民間通信事業者による高速ブロードバンドの基盤整備が遅れており、早急に整備を求められている状況でございます。

このような状況の中で、本町における高速ブロードバンドサービスの提供に向けて、本町の高速ブロードバンド化を早期に実現する会の方々の協力を得ながら、茂岩地区及び豊頃中央地区住民から、それぞれ200件を超えるサービスの提供に向けた仮申込書を取りまとめ、NTT帯広支店に提出し、早期実現に向けた要請活動を行ってきた結果、茂岩地区につきましては、平成17年の秋から、フレッツADSLの提供が実現しているところでございます。

豊頃中央地区につきましては、NTT帯広支店の説明によりますと、豊頃交換局が狭隘のため、局社内に中継機器を設置すべきスペースがないほか、通信に必要なメタル線が引かれていないため、ADSL信号を転送することができない状況で、新たなスペースの確保、または機器の小型化及びメタル線の敷設を検討しているとのことで

あります。

将来的にはほとんどの通信手段が光回線を利用したものになると予想されておりますことから、ADSL回線と光回線の二つの方式で検討あるいは要望しているところがございます。

また、大津地区におきましては、平成19年に、大津の漁業青年の皆さんが中心となって、大津地区の希望者70人ほどの仮申込書を取りまとめ、NTT帯広支店に提出し、今年度内をめどに、フレッツADSLの提供が開始されるよう、要望しているところがございます。

一方、農村地域においては、現段階では高速ブロードバンド化のめどが立っていない状況であります。総務省では2010年をめどに、ブロードバンドゼロ地域を解消することを目標に掲げており、今後新たな支援策や通信方法が検討されるものと思えます。

いずれにいたしましても、ますます情報化社会が進展する中、町内における情報通信網の格差があることは好ましいことではありませんが、引き続き、情報収集に努めるとともに、NTTや関係機関に強く要請してまいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 先ほど、教育長からも学校現場の活用方法等をお聞きしました。

また、今、町長から茂岩、中央区、また、大津についてはそれぞれ要望しながら実現が可能なというふうにも受け止めました。

ただ、先ほどから町長から言われていますように、農村部位置、市街地から離れますと、なかなか通信ができない状況であります。

今は主にISDNという形で速度の遅い通信体でそれぞれ対応しているわけですが、これについてもそれが通信できない方もおります。

このことによって、今、農業関係者においては、農協とのデータのやりとりができない。わざわざ農協に出向いて営農状況、組勘状況を把握して、それで作業をするというような状況であります。

その辺のことに、離れていれば離れているほど、本来であれば敏速な形の情報を収集しなくてはならないことかと思えます。

ましてや今は、車の燃料等が高い中で、わざわざ遠いところに行かなくてはならないという方に、市街地部分、密集地が恩恵を受けられているような状況であります。

今後、この遠く離れたところが、ましてや十分な整備をされることが大事なというふうに思っております。

先般、総務省のデジタルディバイド解消戦略会議というのが報告がありました。

情報格差を解消するにはどうしなくてはならないということでもあります。

先ほど、町長の答弁の中に、2010年までにこれを解消するという形で、国もその解消に向けて進んでいるように思いますが、この中には、2010年までには解消0だということ、それを解消するにはどうしたらいいかということ、予算措置がなされていたそうでございますけれども、これについて、どのように受け止められているのか、お聞きしたいというふうに思います。

その中のメニューには、ブロードバンドゼロ地域解消事業というものがメニューにあるそうでございますけれども、これの中には、2分の1の特別交付税措置とかいう

んな形が、メニューがありますけれども、このような形で、それぞれの問題を国自体が解消しようという形で取り組まれているわけがございますけれども、いかんせん町がそれを手を挙げるといふか、事業に踏み切らなければ、もちろん解消するわけではないのですけれども、やはり民間企業ができないとなれば、やはり町が何らかの方法でそういう恩恵を受けられない部分については、何らかの方法で解決をしていかなくてはならないかと思っておりますけれども、それについて伺いたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、どうしても人口の密集した地帯、もしくは圧倒的に利用者の多いのが企業ですので、その利用が優先されているのが現状でございます。

ただ、農村地帯についても、今、明年度ということで若干遅れますけれども、市街にはいってくれば、半径5キロから6キロぐらいまでの方ですから、農村の一部も利用される地域があるかと思っております。

ただ、どうしても農業経営にそういったものを活用される、営農上必要ということになれば、町はもちろんですけども、事業主体としての農協もやはり組合のために努力をする。またはそういった投資するといった形でないと、町が全て負担するということになる、負担が大きいわけでございます。

今、おっしゃられるとおり、法律で2分の1ということですけども、私、その法律の詳細なことは承知しておりませんが、いずれにしても、今、藤田議員が言われている各地で格差のない生活をされることを、行政の責任者として当然かというふうに思っておりますけれども、いかんせん、ある程度の財源負担がなければ、遠隔地域まで対応が困難というのが現状でございます。

今後は行政として、格差解消に向け、NTTと協議して、1日も早くバランスのとれた情報が提供できるように対応したいというふうに思っております。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 確かに企業というところは、採算性が重視されるかと思っております。

しかしながら、一つは後継者問題にもなるかなというふうに思っております。

以前、会社に勤めていて、自由な形でブロードバンドを利用しながら、たまたま豊頃の方に来たとき、それ自体が使えない。結局は、逆を言えば、こんなに差があるのかと。やっぱりそういうことが懸念されるわけですね。

やはり、もちろん我が町村についても、やはり整備が若者からの話し合いの中でも、やっぱりそういうところが使えないのか。なんだ、こういうところかというふうな話の中でやはり出てくるかと思うのですよね。

やはり民間ができなければ、やはり町村がどういう方法でするにはどうしたらいいかという形で考えてあげるのが、行政の責任ではないかなと。

やはり採算的、予算的、いろんなもので、確かにあると思っております。

しかし、今の時代については、やはりこれは、情報というのは大事な要素だと思います。

町としても、その辺に真剣に取り組むべきかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 この問題については、担当者もそれぞれ何回となくNTTに出向いて、どういう条件であれば、どのぐらい距離が伸ばせる、エリアが増やせるのかというこ

とで可能性を調整しております。

したがって、ご存知のとおり、茂岩、豊頃中央区の一部について、もうすでに始まっておりますし、この秋には大体そういったエリアが網羅されるということになっております。

ただ、藤田議員が言われるとおり、農村部の地域まで即同じ様にといっても、これはなかなか企業としても採算がとれなければいけないわけで、それに対する行政としては、どこに住んでいても同じように恩恵を受けるというか、そういったサービスを受けるのは、本当に私もそうしたいのですけれども、それには先ほど言ったある程度条件が必要となりますので、やはり、私どもも今後何回となく、やっぱりNTTの対応に頼るというか、何とかいいまいしょうか、私どもとしてもなかなかそういった思い切った財政的投資もできませんので、できれば、設置希望者を募って陳情したりといった努力については惜しまない考えでおります。

先ほども言いましたとおり、農村地帯全域を網羅するには、どれほど金銭的な負担を要するかどうかわかりませんが、やはり、私どもも各方面から当然検討しますが、農協の方でも事業の一環として考えていただいて、1日も早くそういった地域の方々の不便さを解消するように努力をしていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 十勝管内では、現在更別村までが自治体として設置をしております。

先般、そこを見学させていただきました。

状況によりますと、更別村では、自らの自治体の発想によって、これからの時代はやはり情報がもとであると。そして、住民の要望がなく、自治体が進めたという経過だそうでございます。

それには、地理的な条件もありますけれども、そこでは村にきちっときまして、電波を飛ばしまして、それぞれが網羅されるような形になっているそうでございます。

やはり、担当者から始めると、これからは情報の時代だと。いかにしてもやっぱりいろんなことによって、過疎であれば過疎は、人口が少なければ少ないほどが、やはり情報がよって、これからの住民の意識が上がるのだと。自らの発想のもとにおいて、住民に提起していたという、これはすばらしいことだと私は思うのですね。

なんだかんだ住民の要望がなければ設置しないので、また、できないのだ。また、民間でなければできないのでは、これからの行政としては、住民のその行政に対する、または生産意欲、この町に対する意欲が減退されるのではないかなというふうにも思うわけでございます。

やはり、採算的なものがあるかと思えますけれども、やはり、自ら設置し、そしてそれを活用していかに住民の意欲をかき立てることが今後大事かなというふうにも思えますし、先ほどの、繰り返しになりますけれども、2010年までに、国としてはブロードバンドの接続できないところを解消するというふうに明言をしております。

このことによって、町村がどういうふうにするかというのも、また、段階にくるかなというふうに思いますが、その辺についても、再度お伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、更別の問題も出ましたが、やはり、その町村によっては、地域の形態が違いますから、私どももところのように、山間部があり面積も広いところについては、分散した集落も多いということで、非常に条件も悪いかと思えます。

このようなことから、全ての地域に平等にということはなかなか難しいものがありますし、行政の担当者として、行政全般に渡り、何を優先して住民と接するかが私は重要なことではないかと考えます。

確かにこういったブロードバンドを必要とする方もいらっしゃるかもしれないし、こういった制度すらわからないというか、なかなか理解できない高齢者の方もいらっしゃる。

私は、同じ皆さんの税金を使うなら、何を優先してどうするかを考えるべきだというふうに考えております。

したがって、藤田議員の今言われること、十二分周知しておりますけれども、もうあと1年かそこら待てば、ある程度解消されるということであれば、私は陳情についての働きかけはいたしますけれども、やはり今日明日というわけにはいきませんので、その辺をご理解していただいて、今後とも積極的にその地域間の不均衡については、解消されるように頑張っていきたいというふうに考えます。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 ブロードバンドにはいろんな形態があるかと聞いております。

それぞれの有線によって、通信ができる所と、また、無線によって、先ほど言いましたような無線局を通じて、そこから発信する方法、また、衛星の方から電波をいただいて、それで通信する方法。

あと、携帯電話利用しながらする方法というのは、いろんな形態があるかというふうにも聞いております。

やはり、今後、そういうものもどういう方法があるのかなということも検討することも大事かと思えます。

なんだかんだ、自治体で全て対応しなければならないというものでもないですし、やはりそういう形態があるのだということの情報を発信することも、また一つはブロードバンドの整備になるかなというふうにも考えますけれども、また、先ほど話の中で、要望書というか、形は取りまとめて提出したということもありますけれども、今後、やはり行政が積極的にそういうものの先頭に立ちながら、設備をすることも大事ですけれども、そういうことを取りまとめながら、関係業者に要望することも大事かと思えますけれども、その辺について、今後の取り組みについて、お伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今まで通り、今、藤田議員がおっしゃったとおり、積極的に要望して、1日も早くそういったブロードバンドのサービス区域外の解消に向け頑張っていきたいというふうに考えています。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 以上で終わります。

●小野木議長 これで一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

午後12時08分 休憩

午後 1時00分 再開

- 小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 意見書案第3号

- 小野木議長 日程第8 意見書案第3号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを議題にします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

- 2番松崎議員 意見書案第3号。

提出者、豊頃町議会議員松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員森一彦、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法」に基づき、業務・組織の見直しが予定されており、また、旧独立行政法人「緑資源機構」は「独立行政法人整理合理化計画」に基づき平成19年度末で解散し、水源林造成事業等は独立行政法人「森林総合研究所」に継承させる措置が講ぜられたところである。

今後の林政の展開にあたっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十分寄与できるよう、下記事項の実現を強く要講する。

記。

1、森林吸収源対策を着実に推進するため安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出。

2、緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、さらには木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興。

3、水源林造成事業を計画的に推進するための組織体制の確保。

4、国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 意見書案第4号

●小野木議長 日程第9 意見書案第4号最低賃金の引き上げと制度のさらなる改正及び中小企業支援を求める意見書の提出についてを議題にします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

●2番松崎議員 意見書案第4号。

提出者、豊頃町議会議員松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員森一彦、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

最低賃金の引き上げと制度のさらなる改正及び中小企業支援を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

最低賃金の引き上げと制度のさらなる改正及び中小企業支援を求める意見書。

働いても生活保護基準の収入にも届かないワーキング・プア（働く貧困層）が社会問題となっている中、先進国でも低水準となっている日本における最低賃金の引き上げを求める声が強まっている。

ILOの調査によると、ヨーロッパ諸国では、貧困と格差を是正するため、最低賃金を引き上げて月額17万円台から20万円台にしている。

これは、労働者の平均賃金の46～50%にあたり、将来的には60%にまで引き上げることを決めている。

我が国にも、最低賃金制度は存在するが、現在の地域別最低賃金は、最も高い東京都で739円、秋田県と沖縄県では618円にとどまり、フルタイムで働いても月収で平均賃金の30%前半に止まり、一般的な生活水準を維持できる状況ではなく、働く貧困層が生まれる要因となっている。

そこで、少なくとも年収200万円、平均賃金の約50%水準に当たる「時給1,

000円以上」を確保すべきとの声も聞かれ、昨年の臨時国会で約40年ぶりに最低賃金法が改正されたのは、こうした事態を踏まえてのことである。

しかし、昨年度の地域最低賃金の引き上げが近年にない大幅なものであったものの、全国平均で673円、北海道は654円となっており、全法定労働時間で計算しても年額で全国平均140万3,000円、北海道では136万3,000円程度となっており、とても「健康で文化的な生活」の水準にはほど遠いレベルでしかない。

特に、北海道のように非正社員比率が40%に達している地域にとっては地域経済の維持、税源の確保、社会保障の収入確保と各種制度維持の観点からも重要な課題といえる。

昨年の改定においては、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする（第9条の3）」との規定が盛り込まれ、その趣旨については、昨年6月の柳沢厚生労働大臣の国会答弁でも「最低賃金は生活保護基準を下回らない水準にする」ことが明らかにされている。

これは、日本でも世界の水準に遅れをとることなく、暮らしが成り立つ賃金制度を確立すべきとの立法趣旨である。

世界の流れという点では、全国一律最低賃金制の確立も重要となる。

この制度を法律で定めている国は、ILO調査対象国101カ国中59カ国と約60%にのぼり、発達した資本主義国では、ほとんどが全国一律最低賃金制を採用しており、狭い国土にもかかわらず日本では47の地域別最低賃金を設定し、同じ経済圏域であっても最低賃金に差を生じる特異な状況も見られ、地域ごとの最低賃金の格差は、賃金の低位標準化や青年層の都市部への流出を招き、地域社会再生の芽を摘み取っていることから、最低賃金の大幅な引き上げと中小企業対策の強化及び地域格差をなくすための全国一律最低賃金制度の確立に向けた対応を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、厚生労働省北海道労働局長。

- 小野木議長 これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。  
これから、意見書案第4号を採決します。  
お諮りします。  
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第 5 号

●小野木議長 日程第 10 意見書案第 5 号勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネット再構築に関する意見書の提出についてを議題にします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2 番松崎政利議員。

● 2 番松崎議員 意見書案第 5 号。

提出者、豊頃町議会議員松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員森一彦、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネット再構築に関する意見書の提出の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネット再構築に関する意見書。

パート・派遣労働者などの非正規労働者は、現在、労働者全体の 3 分の 1 を超え、しかも不安定雇用と低賃金のため、生活保護基準以下の収入で暮らすワーキング・プアなどが増大している。

年収 200 万円以下の就労者が 1,000 万人を超え、生活保護世帯も 107 万世帯まで増加するなど、かつて多数を占めていた中間層が二極化し、格差拡大に止まらず今や貧困問題が深刻な社会問題となっています。

こうした中で、国民年金や国民健康保険の未納者の増大に示されるように、我が国の社会的セーフティネットの中核をなす社会保険制度から排除される貧困層が増大しており、また、低所得、貧困層の「最後の砦」であるべき生活保護制度も、個々の状況に応じた柔軟な対応も望むことができず、本来の機能を果たしているとは考えにくい状況にあります。

まさに、雇用・社会保障・公的扶助による社会的セーフティネットが機能不全に陥っていると言わざるを得ません。

こうした状況を放置すると、社会保障並びに税負担の担い手が減少するばかりか、無年金者・無保険者が増加し将来的には生活保護費の追加負担が発生することが見込まれます。

格差社会の是正と勤労貧困層の解消に向け、全ての国民に就労を通じた社会参加と一定水準の所得確保のため、積極的な雇用労働政策と社会保障政策の連動による社会的セーフティネットの再構築がいま求められています。

については、我が国における国民生活の安定的発展と社会的セーフティネットの再構築による福祉社会確立のため、下記政策の速やかな実施を求めます。

記。

1、パート・派遣労働者など非正規労働者への社会保険・労働保険の完全適用と給付改善など、積極的雇用政策と連動した社会保険ネットの機能強化を図ること。

2、雇用保険と生活保護制度との中間に、新たな「就労、生活支援給付制度」を創設し、長期失業者や日雇い派遣など低賃金の非正規労働者、母子世帯の母親への職業訓練など就労、自立支援を行うこと。

3、住宅補助や医療・介護費補助制度の新設「住宅扶助、医療扶助の社会手当化・単給化」を含め、生活保護制度が福祉の「最後の砦」として十分機能を発揮できるよう「生活保障制度」として、抜本的改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。  
提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

- 小野木議長 これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。

(なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。  
これから、意見書案第5号を採決します。  
お諮りします。  
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 意見書案第6号

- 小野木議長 日程第11 意見書案第6号平成21年度政府予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書の提出についてを議題にします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番菅谷誠議員。

- 3番菅谷議員 意見書案第6号。

提出者、豊頃町議会議員菅谷誠。

賛成者、豊頃町議会議員藤田博規、長谷川勝夫、大谷友則、同上、大崎英樹。

平成21年度政府予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書の提出。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年度政府予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と義務教育無償の原則を定める憲法第26条に則り、現行教育制度の重要な根幹をなし、国の重要な責任でもあります。

全国のどの地域にあっても、全ての子供たちに無償で一定水準の教育機会を保障するためにこの制度が設けられています。

既に30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、各自治体単費で行われており、現行制度においても自治体の裁量権は保障されています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、自治体の厳しい財政状況などから、教材費や図書費、学校施設などを含めた教育条件の地域間格差も拡がりつつあります。

また、就学援助受給者が増加傾向にあるように、低所得者層の拡大・固定化も進んでおり、自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子供たちが受ける教育に格

差があつてはなりません。

とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国水準との格差だけでなく、市町村間での格差が拡大することが危惧され、政府の主張する国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらしかねません。

そのため、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があり、教育の機会均等と教育水準の維持向上、教育予算の拡充は全道の保護者や教育関係者そして地域の切実な願いです。

よって、政府においては、平成21年度政府予算編成に当たり、下記事項の実現を強く求めます。

記。

1、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

また、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。

2、憲法の理念である義務教育無償を実現するため、保護者負担がゼロとなるよう、また、学校施設整備費、就学援助費、奨学金、教材費、図書費など、国の責任において教育予算の確保・拡充すること。

3、30人以下学級を早急に実現すること。また、教職員定数改善計画の実現と学校教育法第37条第3項を削除し、学校教育法に規定する教職員の全校配置と併せて、ゆとりのある教職員配置を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、北海道知事、北海道教育委員会教育長。

●小野木議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第6号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議員の派遣

●小野木議長 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣については、お手元に配布のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

佐藤事務局長。

●佐藤事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、北海道町村議会議長会主催議員研修会。

目的。

議会の活性化に資するため。

派遣期日。

平成20年7月1日（火）から同月2日（水）。

派遣場所。

札幌市。

派遣議員。

全議員。

2、姉妹都市交流。

目的。

姉妹都市との交流及び親善のため。

派遣期日。

平成20年7月23日（水）から同月25日（金）。

派遣場所。

福島県相馬市。

派遣議員。

津久井精一副議長。

3、北海道町村議会議長会主催議会広報研修会。

目的。

議会広報の編集技術の向上に資するため。

派遣期日。

平成20年8月18日（月）から同月19日（火）。

派遣場所。

札幌市。

派遣議員。

議会広報特別委員4人。

●小野木議長 お諮りします。

ただいま、事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●小野木議長 日程第13 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の各委員長から、会

議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申し出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●小野木議長 日程第14 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これで、平成20年第2回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 1時30分 散会

上記会議の次第は、議会事務局長 佐藤 潤 の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員